

堺 健 福 総 8 7 号
令 和 7 年 4 月 8 日

社会福祉法人 理事長 様

堺市健康福祉局生活福祉部
健康福祉総務課長

社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の承認申請等について(通知)

平素は本市の健康福祉行政に多大のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉法第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人は、毎会計年度、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされています。

さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要があります。

つきましては、下記のとおり、社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画を策定するようお願ひいたします。

記

1 社会福祉充実残額の算定

別添「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」を参照のうえ、「社会福祉充実残額算定シート」及び「シート別添（財産目録）」を記入し、社会福祉充実残額を算定してください。

なお、既に社会福祉充実計画を策定した法人及び社会福祉充実残額が発生しなかった法人につきましても、毎会計年度「社会福祉充実残額算定シート」及び「シート別添（財産目録）」の提出は必要ですので、ご注意ください。

2 社会福祉充実計画の新規策定

社会福祉充実残額の算定をした結果、社会福祉充実残額が発生した場合は、社会福祉充実計画の策定が必要ですので、下記（1）①の提出資料を提出してくださるようお願いいたします。

なお、社会福祉充実計画において、地域公益事業を実施する場合は当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴く場として地域協議会の開催が必要となりますので、下記（1）①の資料を提出される前に②の依頼書を提出してくださるようお願いいたします。

（1）提出資料

①社会福祉充実計画の承認申請（書面で2部提出）

ア 申請書（別紙1）

- イ ○○年度～○○年度社会福祉充実計画（別紙2）
 - ウ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録の写し
 - エ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（別紙3）の写し
 - オ 社会福祉充実残額の算定根拠（「社会福祉充実残額算定シート」及び「シート別添（財産目録）」）
 - カ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料（必要に応じて添付）
- ②地域協議会の開催依頼（書面で1部提出）
- ア 依頼書（別紙4）

3 社会福祉充実計画の変更

既に社会福祉充実計画を策定した法人において、承認社会福祉充実計画を変更する場合は、別添「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の「10. 社会福祉充実計画の変更」を参照のうえ、下記（1）①又は②の提出資料を提出してくださるようお願いいたします。

（1）提出資料

・**軽微な変更の場合**

①承認社会福祉充実計画の変更に係る届出（書面で1部提出）

- ア 届出書（別紙5）
- イ 変更後の○○年度～○○年度社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ウ 社会福祉充実残額の算定根拠（「社会福祉充実残額算定シート」及び「シート別添（財産目録）」）
- エ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料（必要に応じて添付）

・**軽微でない変更の場合**

②承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請（書面で2部提出）

- ア 申請書（別紙6）
- イ 変更後の○○年度～○○年度社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ウ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録の写し
- エ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（別紙3）の写し
- オ 社会福祉充実残額の算定根拠（「社会福祉充実残額算定シート」及び「シート別添（財産目録）」）
- カ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料（必要に応じて添付）

4 社会福祉充実計画の終了

既に社会福祉充実計画を策定した法人において、承認社会福祉充実計画をやむを得ない事由により実施することが困難となった場合は、別添「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の「11. 社会福祉充実計画の終了」を参照のうえ、下記（1）の提出資料を提出してくださるようお願いいたします。

(1) 提出資料

①承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請（書面で2部提出）

ア 申請書（別紙7）

イ 終了前の〇〇年度～〇〇年度社会福祉充実計画

ウ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

5 提出期限 令和7年6月30日(月)

ただし、2(1)②の地域協議会の開催依頼のみ令和7年4月18日(金)

6 提出先（連絡先） 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 健康福祉局

生活福祉部 健康福祉総務課 法人指導係（本館7階）

電話 072-228-7588

E-mail houjinshidou@city.sakai.lg.jp

<留意事項>

(1) 「社会福祉充実残額算定シート」及び「シート別添（財産目録）」については、「財務諸表等電子開示システム」が導入されていることから、システムをご利用いただき、社会福祉充実残額がある場合は、システムに入力の上、書面でも提出をお願いいたします。

令和6年度決算に係る財務諸表等電子開示システムについては、令和7年4月1日から入力シートのダウンロードが可能となっています。

(2) 本通知文は、令和7年4月中旬に堺市ホームページにも掲載いたします。